

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案等に関する公安委員会の意見提出について（概要）

（平成13年12月27日 鹿交規第469号）

本通達は、自動車運送事業の免許申請事案等に対して、交通の安全と円滑の見地から公安委員会の意見を反映させるための意見提出について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 必要事項の捜査
- 報告

等である。